

特級ボイラー技士・一級ボイラー技士 免許試験を受験されるみなさまへ

詳細版

平成16年3月31日に制度が改正されました。

A 対象者

一級ボイラー技士または二級ボイラー技士免許を受けていて、一定の実務経験により免許申請をされる方

対象とならない方は、3ページFをご覧ください。

B 改正の概略

項目	改正前	改正後
免許試験	一定の実務経験がないと受験できない。 実務経験については 2ページDを参照して下さい。	特級ボイラー技士を受験する場合 一級ボイラー技士免許を受けている者 一級ボイラー技士を受験する場合 二級ボイラー技士免許を受けている者 であれば、いつでも受験できます。
免許申請	特級ボイラー技士免許を受ける場合 特級ボイラー技士免許試験に合格した者 一級ボイラー技士免許を受ける場合 一級ボイラー技士免許試験に合格した者	特級ボイラー技士免許を受ける場合 特級ボイラー技士免許試験に合格し、 一定の実務経験がある者 一級ボイラー技士免許を受ける場合 一級ボイラー技士免許試験に合格し、 一定の実務経験がある者 いつでも受験できるようになりましたが、 <u>免許申請には、実務経験が必要</u> になりました。 実務経験については 2ページDを参照して下さい。

C 注意していただくこと

今後、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士免許申請をされる場合には、免許申請書、合格通知書のほか、実務経験を証明する書面を、提出していただく必要があります。

いままで受験の際に提出していた実務経験が、免許申請の時に必要になったとお考え下されば結構です。

D 実務経験

免許申請の際に、必要な実務経験は、次のとおりです。

免許の種類	必要な実務経験
特級ボイラー技士	次のいずれかの条件を満たすこと。 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラーを取り扱った経験があること。 注意書き参照 一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験があること。
一級ボイラー技士	二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラーを取り扱った経験があること。 注意書き参照 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験があること。

注意 上の表の の経験によって申請される場合には、下表（算入できないボイラー）のボイラーの取り扱いは、経験に算入することはできません。なお、暖房専用ボイラーのみを取り扱っている場合は、経験年数1年を6ヶ月として取り扱います。

算入できないボイラー

- ・ 小型ボイラー
- ・ 胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1300mm以下の蒸気ボイラー
- ・ 伝熱面積が3m²以下の蒸気ボイラー
- ・ 伝熱面積が14m²以下の温水ボイラー
- ・ 伝熱面積が30m²以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が0.4m³以下のものに限る。）

E 実務経験証明書式

対象区分	証明書式
平成16年3月31日以降初めて受験される方	綴じ込みの書式をご使用下さい。 (免許試験申請用紙に付属している様式でもかまいません)
平成16年3月30日以前に受験して不合格となった方	該当する免許試験の「受験票」または「免許試験結果通知書(不合格通知書)」 実務経験証明が受験時に確認できているためですが、綴じ込みの証明書をコピーして、新たに提出していただいても結構です。

F この改正に対象とならない方

次の受験資格によって、受験される方は従来どおり受験申請される場合の確認となりますから、対象となりません。

免許の種類	対 象 と な る 受 験 資 格
特級ボイラー技士	<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たもの</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八条第一項の熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たもの</p> <p>船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)第四条第一項の規定に基づき、一級海技士(機関)又は二級海技士(機関)としての海技従事者の免許を受けた者</p> <p>電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十四条第一項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、伝熱面積の合計が500m^2以上のボイラーを取り扱った経験があるもの</p>
一級ボイラー技士	<p>学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、その後ボイラーの取扱いについて1年以上の実地修習を経たもの</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第八条第一項の熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて1年以上の実地修習を経たもの</p> <p>船舶職員法第四条第一項の規定に基づき、一級海技士(機関)、二級海技士(機関)又は三級海技士(機関)としての海技従事者の免許を受けた者</p> <p>電気事業法第五十四条第一項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、伝熱面積の合計が25m^2以上のボイラーを取り扱った経験があるもの</p> <p>保安技術職員国家試験規則(昭和二五年通商産業省令第七二号)第五条の汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積が25m^2以上のボイラーを取り扱った経験がある者</p>

お問い合わせは

この改正に関する問い合わせは、以下にお願いします。

愛知労働局労働基準部安全課(名古屋市中区三の丸2-5-1)
免許照会専用電話番号 052-972-0277

ボイラー取扱等事業者証明書

特級ボイラー技士
一級ボイラー技士の免許申請の際に使用して下さい。

氏名		住所		
生年月日		(申請者本人の住所です。)		
取扱経験の内容	取扱ったボイラーの種類	(ボイラー検査証を確認して記入して下さい)		
	用途	型式	伝熱面積	最高使用圧力
	暖房専用	貫流蒸気温水	m ²	MPa
	上記以外	貫流蒸気温水	m ²	MPa
ボイラー取扱作業主任者として選任されている場合			昭和 年 月 日選任 平成	
取扱従事年数	1 ボイラー取扱期間	昭和 年 月 日から	平成 年 月	
	2 ボイラー取扱作業主任者従事	昭和 年 月 日まで	平成 年 月 従事	
該当する番号を で囲んでください。 取扱に関する期間は、免許交付後の日から記載してください。 取扱従事年数は実際に従事した期間を合計し、記入してください。 暖房専用ボイラーのみを取り扱っている場合は、経験年数1年を6ヶ月として取り扱います。				
上記内容に相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業場所在地 事業場名称 電話番号 () 代表者職氏名 印				

- ボイラー検査証交付機関には、労働局、労働基準監督署、人事委員会、運輸局等があります。
- 従事した期間はボイラー技士免許証交付以降等、資格を有する時からとなります。
- 「事業者職氏名」欄は、記名押印する事に代えて、事業者が自筆による署名をすることができます。
- 本様式は、内容を具備すれば、パソコン等を用いて自由に作成することができます。

記載注意

～ 免許申請にあたって ～

平成16年3月31日以降に初めて受験された方は、「合格通知書」とあわせて本書「ボイラー取扱等事業者証明書」の提出が必要となります。

氏名・生年月日・住所 欄

受験申請書に記載したものと同一内容を記載して下さい。内容が異なる場合には証明書を作成し直していただくことがあります。

取扱経験の内容 欄

「ボイラーの種類」「形式」「伝熱面積」「最高使用圧力」「ボイラー検査証」の各欄は、事業場で保管している「ボイラー検査証」を参照して記入して下さい。
 「ボイラー検査証」が交付されていない小型ボイラー等は、対象となりませんので、この欄に記入しないで下さい。
 「ボイラー検査証」についての「交付機関名」(労働基準監督署)「番号」欄は、記入誤りの無いよう特に注意して下さい。

取扱従事年数 欄

最下段『上記内容に相違ないことを証明します 平成年月日』の欄に記載した、証明年月日の時点で必要な実務経験年数があることが必要です。また、
 ・従事期間の起算日は、学校卒業又はボイラー免許証等取得日以降であること
 ・従事期間の末日は、証明年月日以前であること
 が必要です。従事期間がそれ以外の期間に及んでいるものは不適となり、受け付けられませんので注意してください。

事業者証明 欄

「代表者職氏名・印」欄には「事業者」(下記参照)の氏名を記載し、押印してください。所属課長等が事業者の代理で証明・押印することはできません。
 印鑑は、社印・個人印でなく事業者の職名を表す印を使用してください。職名を表す印がない場合は、職名印として使用している個人印(シャチハタ印は除く)でも差し支えありません。また事業者本人による役職名・氏名の直筆署名でも結構です。

「事業者」とは

社長、支社長、支店長、店長、工場長、本部長、局長、署長、センター長、部長(事業部制の事業所に限る)、代表者、店主(個人経営)等、労働安全衛生法に定める「事業者」に限ります。
 地方自治体の場合は、県知事、市長、区長、町長、村長等が「事業者」にあたります。ただし出先機関である場合は、出先機関の長の証明でも結構です。

～ 記入間違いの場合は ～

訂正部分を二本線で抹消の上、「事業者印」を押印して訂正を行って下さい。修正液、申請者本人の訂正印、二本線だけの訂正は受け付けられません

切り取り線